

医療・介護分野における重点的フォローアップ事項に関する意見
—データ利活用の促進、社会保険診療報酬支払基金に関する見直し—

令和2年4月28日
規制改革推進会議

これまでの規制改革実施計画において盛り込まれた、(1) 質の高い医療等サービス創出のためのデータ利活用の促進、(2) AI・コンピュータの活用を基軸とした審査支払機関の業務効率化という各課題への取組は、未曾有の人口減少・高齢化等が進展する中で、必要とされる医療等サービスを維持・創出するとともに、各サービスの利用を支える保険制度を持続可能なものとしていく上で不可欠なものであり、当会議において、これらに係る関係省庁の取組について重点的にフォローアップを行ってきた。

今後、関係省庁において、新たな技術やデータの活用によるメリット・可能性が十分に織り込まれ、国民・社会全体によって求められる成果が期待できる取組が更に進められるよう、以下のとおり提言を行う。

1. 医療等分野におけるデータ利活用の促進～ビッグデータの民間開放

【現状と課題】

- ・ 公的機関によってデータベース化されているレセプトなどの医療等分野におけるビッグデータは、民間企業も含む多様な主体により活用されることで、医療の実態把握による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品の安全対策の向上などの質の高い医療・介護サービスのイノベーションに繋がり得るリソースの宝庫であり、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」の成立により、令和2年10月に「レセプト情報・特定健診等情報データベース」¹（以下「ND B」という。）及び「介護保険総合データベース」²（以下「介護DB」という。）について各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用を前提とした民間へデータ提供されることになった。
- ・ しかしながら、省令で定められることとされている上記DBの利用条件等については、統計法の下での要件に倣ったルール化が検討されているが、民間

¹ レセプト（診療報酬明細書）データ、40歳以上を対象に行われている特定健診・保健指導データからなる国保有の匿名データベース。

² 介護レセプト（介護給付費明細書）データ、要介護認定データ等からなる国保有の匿名データベース。

へのデータ提供については求められる安全管理措置などの要件が厳しく、民間企業主体の利活用が促されているものとは言い難いとの指摘もある。また、ビッグデータを活用した広範なイノベーション創出のためには、連結解析が可能な範囲を上記以外の4つのDB³（以下「4DB」という。）にも拡大することが求められる。

【実施すべき事項】

以下の事項について取り組むべきである。

- ・ 民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、民間主導による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品使用における更なる安全性対策の向上など様々なサービス開発可能性を汲み上げつつ、それが可能である旨の判定基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績についても公表し、多様な主体による利活用を促進する。
- ・ 小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤を整備する。オンサイトリサーチセンターの拡充及びリサーチセンターのコンサルタント機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえたPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たっての基準等を継続的に見直す。
- ・ 多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を行うとともに、医療機関単位での名寄せ可能なデータ、個票データについても、情報保護の観点から問題のない利用申請については開示する。
- ・ 医療・介護施設間の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策等におけるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結に引き続き、4DBとの連結に向けた具体的検討を進めるとともに、被保険者番号を用いて、当該連結における名寄せ・連結精度の向上が可能となる仕組みを構築する。
- ・ 本来NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたN

³ MID-NET（電子カルテ、レセプト等の匿名データベース）、DPCDB（包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース）、がん登録DB（がんの罹患、診療等の顕名データベース）、難病・小漫DB（指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童の顕名データベース）。

DBの更なる活用⁴を図る。

- ・さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようなデータベースの整備・活用を戦略的に進める。

2. 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

【現状と課題】

- ・急激な高齢化が進展する中で我が国の健康保険制度を維持可能なものとしていく上では、審査支払機関の事務の合理的・効率的運営が不可欠である。このため、健康保険組合、協会けんぽへの請求等にかかる約11億件／年のレセプト審査を行う社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）については、累次の規制改革実施計画等に基づき、ICTの活用による審査基準の明確化・統一化などの業務・組織の抜本的見直しが進められ、当面の取組として、（1）審査支払新システムの稼働（令和3年9月予定）、（2）各都道府県に設置された現行支部の業務・組織の集約化（令和4年度以降）などが予定されている。
- ・令和元年度末には、「審査事務集約化計画工程表」や「審査支払機関改革における今後の取組」が策定されるなど、取組が前進していることは評価できる。他方、今後、取組を確実に進めていく上では以下の課題が残されている。
 - ①上記新システムについては、「レセプトの9割程度をコンピュータチェックで完結」という目標を実現させるための対応・工程は必ずしも明らかとされておらず、上記新システムの稼働までに、特にAIを活用したレセプトの振分機能や自動的なレポート機能の詳細が明らかにされる必要がある。
 - ②支部の業務・組織の集約化について、令和元年度末時点で示された計画が、今後なし得る最大限の業務効率化を前提としたものであるかは必ずしも明らかとなっていない。
 - ③国民健康保険中央会等との審査支払機能の効率的な在り方について、支払基金において先行して行われた取組の成果を踏まえ、システムの共有化などに向けた具体的な検討が行われる必要があるが、いかなる将来像を描いているかは未だ明らかにされていない。

⁴ NDBが保有しているレセプト病名には検査段階の未確定病名が含まれているが、例えば言葉遣い・項目の整理などのアルゴリズムに着目することで、確定病名を一定程度推測することも可能という一部の指摘もある。

【実施すべき事項】

以下の事項について取り組むべきである。

- ・コンピュータシステムで完結できる業務を最大限拡大し、業務自体が効果的になるよう、システム開発においては特に進捗管理・設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト管理を徹底する。まずは令和3年9月予定の新システム導入に向けて、以下①～⑥についての現状の具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、支払基金においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。
 - ①コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実運用化
 - ②各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止
 - ③レセプト形式の見直し
 - ④手数料の階層化
 - ⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開
 - ⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み
- ・新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図る。また、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。
- ・自動的なレポート機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を見える化するため、どのような要因で差異が生じ得るのかを網羅的にレポートすることが重要である。令和2年度中に、具体的なレポート内容を明らかにする。
- ・職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に設置が予定される審査事務センター分室について、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。
- ・職員を介して行う審査委員会の補助、レセプト事務点検などの業務については、まずは令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを早期に具体化する。その際、職員の審査事務と審査委員の審査が効率的で安全に行

われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する必要がある。これらについては、令和2年度中に規制改革推進会議において、具体的な検討状況を報告する。

- ・ 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、まずは令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的工程を明らかにする。